

○特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針

(平成二十五年六月二十四日農林水産省告示第二千七十二号)

最終改正：平成 31 年 4 月 1 日

本指針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で平成三十二年までの間に行われるものであって、種穂（林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項に規定する種穂をいう。以下同じ。）の採取の用に供する樹木の増殖以外のもの（以下「特定間伐等」という。）及び特に優良な種苗（林業種苗法第二条第一項に規定する種苗をいう。以下同じ。）を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの（以下「特定母樹」という。）の増殖で平成三十二年までの間に行われるもの（以下「特定母樹の増殖」という。）の実施を促進する措置を総合的に推進していくための基本的な指針として、法第四条第一項の規定に基づき都道府県知事が定める基本方針（以下「基本方針」という。）の指針となるべきものを定めるものである。

第一 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標に関する事項

一 特定間伐等の実施の促進の意義及び目標

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

これまで、我が国では、気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）の京都議定書（以下単に「京都議定書」という。）に基づく約束を履行するため、平成二十年から平成二十四年までの第一約束期間において、森林吸収源によって、平成二年度を基準年度として京都議定書第七条4に基づく割当量の計算方法に関する国際的な決定に従って定められる我が国における温室効果ガスの基準年排出量（以下単に「基準年排出量」という。）に対し、年平均三・八パーセント（千三百万炭素トン）に相当する吸収量の確保に寄与するよう、平成十九年度から平成二十四年度までの六年間で、全国で年平均五十五万ヘクタールの間伐の実施を目標として、集中的に間伐の実施を促進してきたところである。

このような中、我が国は、京都議定書の第二約束期間（平成二十五年から平成三十二年まで）における温室効果ガスの削減目標は設定しないものの、気候変動枠組条約締約国として、引き続き、気候変動枠組条約の究極的な目的である大気中の温室効果ガス濃度の安定化に向けて率先して対処する国際的な責務を有しており、平成二十一年に開催された気候変動枠組条約第十五回締約国会議及び平成二十二年に開催された気候変動枠組条約第十六回締約国会議における合意に基づき、平成三十二年時点の温室効果ガス削減の目標を設定し、排出削減対策等を進めることとしている。なお、平成二十三年に開催された京都議定書第七回締約国会合において、京都議定書の第二約束期間における森林経営活動等による森林吸収源の算入上限値

は、基準年排出量に対して年平均三・五パーセントとされたところである。

森林吸収源として認められる育成林は、京都議定書の第二約束期間においても、「森林を適切な状態に保つために基準年以降に森林施業（更新（地拵え、地表かきおこし、植栽等）、保育（下刈り、除伐等）、間伐、主伐）が行われている森林」とされているが、育成林の多くは、未だ間伐が必要な育成段階にある。我が国森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性並びに我が国の国際的な責務を踏まえると、引き続き、間伐等の実施を促進し、森林吸収源の算入上限値である年平均三・五パーセントの吸収量の確保を図ることが必要である。このため、平成二十五年度から平成三十二年度までの八年間においても、引き続き、間伐の実施を促進し、全国で年平均五十二万ヘクタールの間伐を実施することを目標とする。また、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

基本方針における特定間伐等の実施の促進の目標は、以上のような特定間伐等の実施を促進する意義及び目標を踏まえ、京都議定書の第二約束期間における森林吸収源の算入上限値である年平均三・五パーセントの吸収量の確保に寄与することとなるよう、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、意欲的な数値目標として設定することが適当である。

二 特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標

我が国の人工林の多くは、未だ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林も年々増加しつつあり、人工林面積に占めるおおむね五十年生以上のものの割合は、平成十九年時点では三十五パーセントであったが、平成二十九年には六十五パーセント程度に至っている。このような人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下に加えて、資源としての成熟に伴う伐採（主伐）面積の増加が見込まれることから、将来にわたり我が国森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図るためには、再生林等による伐採跡地の適切な更新が必要不可欠であるとともに、再生林の際、従来の子苗よりも成長に優れたものを広く利用していくことが極めて重要である。

現在の我が国のスギやヒノキ等の主要な造林樹種の種苗の多くは、林木育種の事業によって各地域の森林の中から選抜された優良木である第一世代の精英樹を母樹として、各地域において造成された採種園及び採穂園を採取源とする種穂を用いて生産されているところである。しかしながら、これらの採種園及び採穂園の多くは、首都圏等の一部の地域において近年新たに造成された花粉の生産量の少ない特性を有するスギ等を母樹として構成されたものを除き、造成されてから四十年以上が経過しており、母樹の高齢化による種穂の生産能力の低下が懸念されている。他方、国立研究開発法人森林研究・整備機構等において、スギ、ヒノキ及びカラマツの三樹種について、種穂の採取の用に供する母樹として、第一世

代の精英樹の中から成長に係る特性の特に優れたものの選抜が行われてきたほか、第一世代の精英樹の交配により得られた樹木の中からも、成長に係る特性の特に優れた第二世代の精英樹の選抜が進められてきたところである。また、これらの第二世代精英樹等については、材質に係る特性、花粉の発生量に係る特性等についても調査が進められてきたところである。

今後、伐採後の再生林を中心とした人工造林において必要となる特に優良な種苗の確保を図るためには、樹木の有する様々な特性を考慮しつつ、成長に係る特性の特に優れたものを特定母樹として指定し、その増殖の実施を促進し、特定母樹により構成された採種園及び採穂園の新規の造成並びに既存の採種園及び採穂園の母樹の特定母樹への切替えを進めることが急務となっている。このため、全国森林計画（森林法第四条第一項に規定する全国森林計画をいう。）に定める造林の計画量、造林用種苗に対する多様なニーズの状況等を踏まえ、平成二十五年度から平成三十二年度までの八年間において、特定母樹の増殖の実施を促進し、全国的に特定母樹により構成された種穂の採取源を整備することを目標とする。これにより、その後の十年間以内において、将来の人工造林において必要となる種苗について、特定母樹から採取する種穂によっては生産ができない地域特有のニーズ等に応じたものを除き、特定母樹から採取する種穂により生産することが可能となるよう、その生産体制を整えることを目指すものとする。

基本方針における特定母樹の増殖の実施の促進の目標は、以上のような特定母樹の増殖の実施を促進する意義及び目標を踏まえ、各地域における将来の人工造林の面積の見通し等を踏まえつつ、将来の人工造林に必要となる種苗について、地域特有のニーズ等に応じた種苗を除き、特定母樹から採取する種穂によって生産することが可能となるよう、必要に応じ民間による取組を含め、特定母樹の増殖の実施を促進し、特定母樹により構成された種穂の採取源を整備することを目標に掲げるものとする。この場合、特定母樹により構成された採種園及び採穂園の地域全体での規模を示すことが望ましい。

第二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の設定に関する基本的な事項

特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域（以下「特定間伐等促進区域」という。）は、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、間伐が適正に実施されていない森林や造林未済地等、特定間伐等（作業路網等の施設（法第五条第二項第三号ハの施設をいう。）の設置を含む。第三の二及び第六の二において同じ。）を実施することが適当と認められる森林の区域を対象として設定するものとする。

第三 特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

一 特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な考え方

市町村は、法第五条第一項の規定により作成する特定間伐等促進計画（以下単に「特定間伐等促進計画」という。）に基づき、特定間伐等促進区域において、森林所有者等の意向等を踏まえつつ、次に掲げるところにより、特定間伐等を円滑かつ確実に実施するものとする。

(1) 多様な実施主体による実施の促進

特定間伐等の実施主体は、特定間伐等促進計画に従って確実に特定間伐等を実施することが見込まれる者とし、地域の実情に応じて、地方公共団体、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業体、特定非営利活動法人、ボランティア団体等の地域における多様な主体を幅広く活用すること。

(2) 計画的な実施時期の設定

特定間伐等の実施時期は、実施主体等の意向を踏まえ、適切な時期を設定すること。

(3) 適切かつ具体的な実施方法の設定

特定間伐等の実施方法は、実施主体等の意向を踏まえ、必要となる方法を適切かつ具体的に設定すること。

また、当該方法は、森林法第五条第一項に規定する地域森林計画及び同法第十条の五第一項に規定する市町村森林整備計画等に定められた間伐又は造林に関する事項に適合するものであること。特に、森林法第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林が含まれる場合にあっては、地域森林計画に定められた当該要整備森林について実施すべき施業の方法に、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十二条第一項に規定する災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた森林が含まれる場合にあっては、当該命令に係る災害等防止措置の内容に従ったものであること。

法第五条第二項第三号ハに規定する作業路網その他の施設の設置に関する事項として、特定間伐等の実施に必要な作業路網、土場等の設置場所、設置主体、設置時期、設置規模及び設置方法を記載すること。また、この作業路網等の設置については、林道の既設開設路線又は地域森林計画に定められている開設計画路線と整合性が確保されたものであること。

(4) 提案制度の積極的な活用

特定間伐等の実施を促進する上で、最も効率的な作業路網の設置方法や間伐等の森林施業の集約化等について、市町村以外の者の自主性及び創意工夫を發揮することが重要であり、法第五条第四項に規定する市町村以外の者による特定間伐等促進計画に対する提案制度について周知・啓発に努めるとともに、当該制度を積極的に活用すること。

二 交付金を充てて実施すべき特定間伐等に関する基本的な考え方

法第六条第二項に基づく交付金を充てて実施すべき特定間伐等の事業は、特定

間伐等促進計画に定められた目標の達成に資するよう、特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等のうち、当該特定間伐等促進区域内の特定間伐等の実施を効果的かつ効率的に推進するため必要となる基盤の整備や隘路の解消等を図る観点から実施するものである。

このため、交付金を充てて行う事業は、当該事業を実施した場合に、当該市町村の区域における各種特定間伐等の実施を促進する波及効果や呼び水効果の高い事業とする。

第四 特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する基本的な事項

特定母樹から採取する種穂により生産される特に優良な種苗を広く普及するため、特定母樹から採取する種穂を地域の生産事業者（林業種苗法第二条第二項に規定する生産事業者をいう。以下同じ。）が広く利用することができるよう、特定母樹により構成された採種園及び採穂園の整備を図るに際し、認定特定増殖事業者（法第十条第一項に規定する認定特定増殖事業者をいう。以下同じ。）以外の生産事業者を含め、地域における種苗の生産体制の整備を図ることが必要である。

このため、都道府県を始めとする地方公共団体、認定特定増殖事業者その他地域の生産事業者等の関係者間において、将来の種苗の需要等の見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有を図りつつ、特に優良な種苗の生産のために必要な施設の整備等を計画的に進めていくことが望ましい。

なお、これまで、採種園及び採穂園の大宗は都道府県が主体となって整備されてきたところであるが、今後、各地域において、民間の活力を積極的に活用することにより、民間による特定母樹の増殖の実施を促進することも重要である。このため、都道府県知事は、基本方針における特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項において、都道府県が主体となって行う特定母樹の増殖の実施が民間による同様の取組の促進を妨げるものがないよう、都道府県が整備する予定の採種園及び採穂園の規模、種穂の供給先等を明らかにするよう留意する必要がある。

第五 特定増殖事業の実施に関する基本的

な事項一 増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業（法第二条第三項に規定する特定増殖事業をいう。以下同じ。）において増殖する特定母樹は、増殖を行う地域の気候等に適した種類のものを選定するものとする。この際、採種園の整備を行う場合には、特定母樹間の近親交配による種子の能力の低下をできるだけ避けるとともに、異なる特定母樹間の交配による種子の遺伝的多様性を一定程度確保する必要があることから、樹種毎に原則として、九種類以上の特定母樹を選定するものとする。

二 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、挿し木又は接ぎ木等の無性繁殖によるものとする。

この際、特定母樹の種類が特定できるよう適正な管理のもとで繁殖を行う必要がある。

三 特定母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理
特定母樹を植栽する土地は、地形、周囲に生育する樹木の状況、林道等からの距離等の条件が、植栽する特定母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。特に、特定増殖事業において採種園の整備を行う場合には、特定母樹と交配を起す可能性のある特定母樹以外の樹木から十分な距離を確保する等の措置を講ずる必要がある。

特定母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する特定母樹の本数及び配置は、植栽する母樹の枝張りの確保、種穂の採取作業の実施等の観点から適正な植栽間隔を確保することができるものとする。

植栽する特定母樹の管理は、種穂を早期に採取することができるよう特定母樹を育成するとともに、種穂の採取が可能な時期に達した後は、毎年、安定した種穂の生産が図られるよう、下刈り、剪定、着花促進処理等を適切に実施するものとする。

四 特定母樹から採取する種穂の配布

特に優良な種苗が広く普及される必要があることから、特定母樹から採取する種穂の配布先については、地域の生産事業者が広く利用できるものとなるように努めるものとする。この際、林業種苗法第十八条第一項の規定に基づく生産事業者表示票の表示義務及び同法第二十四条第二項の規定に基づく種苗の配布区域の制限を遵守する必要がある。

五 特定増殖事業の実施時期

特定増殖事業の実施時期は、特定母樹の繁殖、特定母樹の植栽及び種穂の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

六 都道府県知事等による技術的な支援

都道府県知事は、認定特定増殖事業者が適切に事業を実施することができるよう、基本方針における特定増殖事業の実施方法に関する事項において、地域における特定増殖事業の実施方法等を具体的に示すものとする。この際、採種園の基本設計を示すとともに、採種園及び採穂園の整備及び管理に関する標準的な工程を示すことが望ましい。

また、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び都道府県又は都道府県の林業試験研究機関（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。）であって特定母樹を所有するものは、認定特定増殖事業者に対し、特定母樹を育成するための種穂の提供に努めるとともに、当該所有する特定母樹に関する情報の提供、特定母樹の増殖に関する技術的な助言及び指導等の必要な支援を行うよう努めるものとする。

七 林業・木材産業改善資金その他資金の確保

都道府県知事は、認定特定増殖事業者に対し、法の趣旨に沿って林業・木材産業改善資金

(林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金をいう。)の貸付けを行うものとする。

そのほか、国及び都道府県は、認定特定増殖事業者が当該特定増殖事業を実施するために必要となる資金の確保に努めるものとする。

第六 その他特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する重要事項

一 法に基づく取組以外の取組との効果的な連携

法に基づく取組は、これ以外の取組であって特定間伐等促進計画及び特定増殖事業計画(法第九条第一項に規定する特定増殖事業計画をいう。以下同じ。)に定められた目標の達成に寄与するものと適切かつ密接に連携することにより、相互に補完し、高い相乗効果を発揮することが期待されることから、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に当たっては、以下に掲げる事項に配慮することが適当である。

(1) 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画(森林法第十一条第一項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。)の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

② 施業の集約化等の取組の推進

林業事業者から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備の推進に努めること。

④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

⑥ 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成、当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

(2) 特定母樹の増殖の実施の促進に寄与する取組

① 特に優良な種苗の普及の推進

森林経営計画に基づく森林施業の推進を通じた計画的な伐採及び伐採後の造林の確保を図るとともに、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業体等に対し、特定母樹から採取する種穂により生産される種苗の普及に努めること。なお、国有林野事業及び水源林造成事業において造林を実施する際は、地域の実情等を勘案しつつ、特定母樹から採取する種穂により生産される種苗の植栽が適した場所については、これらの種苗を用いるよう努めること。

また、更なる優良種苗の確保に向けて、スギ及びヒノキ以外の樹種の第二世代精英樹の選抜並びにスギ及びヒノキの第二世代精英樹同士の人工交配により得られたものの中からの第三世代精英樹の選抜等の林木の育種の推進に努めること。

② 造林の低コスト化に向けた取組の推進

特定母樹が有する特に優れた成長に係る特性を活用し、単位面積当たりの植栽本数の低減や下刈りの省力化、特定母樹から採取する種穂を用いたコンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化に向けた技術の確立及び普及の推進に努めること。

③ 多様なニーズに応じた優良種苗等の確保の推進

地域の特性等に応じた多様な森林の整備を図るため、特定母樹の増殖の実施の促進と併せて、病虫害や気象害に抵抗性を有する種苗、優良な広葉樹等の地域のニーズに応じた優良種苗等の確保の推進に努めること。また、人工造林に当たっては、それらの優良種苗等の活用を含め、適地適木を旨とし、生物多様性の保全、森林所有者の意向等に配慮した種苗等の選定が行われる必要があることに留意すること。さらに、都市部を中心に社会的な問題となっている花粉症の花粉の発生源対策の観点から、第一世代の精英樹の中から

選抜された花粉の生産量の少ない特性を有するスギ等の種苗について、引き続き、生産の拡大及び普及に努めること。

二 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に向けた国等の連携

基本方針を策定した都道府県知事は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等又は特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖の確実かつ効果的な実施に資するよう、国等と連携しつつ、市町村又は特定間伐等の実施主体、認定特定増殖事業者等に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるよう努めること。